

文化観光局指定管理候補者審査委員会審査報告書 (鳥取県立夢みなとタワー)

文化観光局指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立夢みなとタワー（以下「タワー」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則
(鳥取市栄町606番地)

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

550,695千円・・・(1) (債務負担行為額 592,145千円)
[参考] 単年度委託料の額 ((1) ÷ 5年) 110,139千円

4 審査結果

タワーの指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、設置目的を理解し、観光及び国際交流の拠点として施設を運営する強い意欲を持ち、外国人をはじめとした多様化する利用者へのサービス向上や利用促進等の点で創意工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、上記1の者が指定管理候補者として適当と認められる。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配布から募集締切の日まで)

平成25年8月23日(金)から同年10月7日(月)まで(現地説明会 同年9月2日(月))

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市栄町606番地	理事長 衣笠 克則

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良 (委員長)	西日本税理士法人幸町事務所税理士
北川 扶生子 (副委員長)	鳥取大学地域学部准教授
川端 恵美子	米子国際交流協会事務局長
増谷 立夫	境港商工会議所副会頭
安本 俊夫	鳥取県文化観光局副局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成25年8月7日(水)

指定管理者制度及びタワーの概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；平成25年10月24日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 設置目的を踏まえた方針・ビジョンの妥当性 (イ) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) (ウ) 施設管理の妥当性 (施設設備の維持管理、衛生管理等) (エ) 料金設定等の妥当性 (開館時間、休館日、利用料金等) (オ) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (カ) 個人情報保護等への対応の妥当性 (キ) 利用者等の要望の把握及び対応方針の妥当性	45点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 収支計画、見積内容の妥当性等 (イ) 県の委託料額の多寡	30点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(ア) 法人等の財政基盤、経営基盤の妥当性 (イ) 組織及び職員の配置等の妥当性 (ウ) 現在の施設職員の継続雇用への配慮 (エ) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (オ) 法人等の社会的責任の遂行状況(障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・T E A Sの認証等) (カ) 当該施設の管理運営状況の実績評価(※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする。)	25点
合計			100点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (適/不適)	適	○設置目的を理解し、大交流時代において外国人観光客受入に係る中核施設としての役割を担っていくという明確なビジョンを持っている。

<p>2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (45点)</p>	<p>37.8点</p>	<p>○観光施設としての性格を理解し、周辺施設との連携により各種イベントを実施する等、工夫をしながら企画・運営していく点が評価できる。</p> <p>○周辺地域における国際旅客ターミナルの将来的な整備を見据え、外国人客への対応にいち早く取り組むとともに環日本海交流を意識した新しい取組を企画しており、国際交流の拠点施設としての運営が期待できる。</p> <p>○複数施設を運営する法人として、施設運営のノウハウや組織のスケールメリットを活用して誘客に取り組んでいるが、国内外の観光客のニーズに対応するため、より一層、他団体との連携やプロモーションを図りたい。</p> <p>○直営の展望軽食喫茶の運営にもう少し工夫が欲しい。</p> <p>○各種施設や学校、地元住民等とも一層連携し、地域に密着した事業運営のための具体策をさらに進めてほしい。</p> <p>○イベント等の優れた企画立案のためアンケートの活用のみならず、企画立案に係るシステムの確立や外部意見の導入等に取り組まれることを望む。</p>
<p>3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (30点)</p>	<p>27.6点</p>	<p>○収支計画は適切である。</p>
<p>4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (25点)</p>	<p>21.0点</p>	<p>○財政基盤、経営基盤は安定しており、問題はない。</p>
<p>総合評価 (100点)</p>	<p>86.4点</p>	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 地域の賑わいを創出し観光振興を図るため、境港市観光協会や周辺施設等と連携した各種イベントを実施する。実施に当たっては、境港市及び米子市の観光協会と連携した広報活動を行う。
 - ・水族館やダンボール遊園地など、地元新聞社と連携した大型イベントの開催
 - ・施設内を周回して謎解きをするイベントの開催
 - ・境港さかなセンターやみなと温泉館ほのかみなどと連携した夢みなと公園全体の賑わいを創出する「夢みなと公園まつり」の実施
 - ・親子で楽しめる映画の上映や家族で楽しめる迷路型お化け屋敷の設置
 - ・全日本美容師協会鳥取支部と連携したブライダルショーの開催
- 環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介を行い観光振興に資するため、国内外の工芸品等の展示や作品紹介するとともに、イベントを開催する。
 - ・環日本海諸国の工芸品や住居模型、交流の歴史等の展示
 - ・各国の楽器・玩具体験コーナーの新設
 - ・環日本海諸国の映画上映や外国語教室の開催等によるイベントデー「国際交流の日」の新設
 - ・地域の文化団体等の作品を展示し、県民の優れた芸術作品を紹介する場を提供

(2) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 館内表示や案内を多言語化することにより、外国人観光客へのサービスの充実を図る。
- 境港駅とタワーを結ぶシャトルバスを周辺施設と共同で運行し、公共交通機関利用者の二次交通を確保する。
- 水木しげる記念館をはじめとする周辺観光施設等と連携し、利用者に入館料割引券等を配布する。
- 夜間営業日を設定し、展望棟において移動喫茶の営業を行うとともに、イルミネーションスポットとして無料開放する。
- 喫茶を直営で運営し、地元食材を使用したメニューや環日本海諸国のお菓子等を提供するとともに、会議室等へのケータリングを行い、利便性の向上を図る。
- 県立施設を複数管理運営してきた実績やノウハウ及び法人の組織力を活用し、利用者の満足度向上や利用促進に努める。
 - ・複数の管理運営施設の特徴を活かした連携イベントの開催や共通割引券の発行
 - ・複数の管理運営施設での共同PR等効率的な営業活動の展開

(4) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、設定した夜間営業日等は午後10時を限度に時間延長する。

○開館時間

- ・展望室 (4月～9月) 午前9時から午後6時まで
(10月～3月) 午前9時から午後5時まで
- ・貸館 午前9時から午後10時まで

○休館日：4月及び8月を除く毎月第2水曜日

(5) 利用料金・減免事項

利用料金は現行どおりとする。減免事項は現行(文化団体・障がい者・学校、友の会減免ほか)に加え、新たに「国際交流の日」を設定し無料開放を実施する。

<利用料金>

区分	個人	団体 (有料20名以上)
大人(高校生以上)	300円/人	240円/人
小人(小・中学生)	150円/人	120円/人

(6) 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理

環境に配慮した商品の優先的な購入、部分消灯や空調の小まめな切替等の取組により、環境負荷の低減に努める。